

平成27年度大垣市総合教育会議第1回会議録

- 1 **とき** 平成27年4月28日（火）13:30～14:30
- 2 **ところ** 大垣市役所2階 市長室
- 3 **出席者** 小川敏市長、河合保孝委員長、堀哲也委員、山川隆司委員、平野晶子委員、山本教育長、
- 4 **事務局** 上野企画部長、安田子育て支援部長、坂事務局長、加藤地域創生戦略課長、川合子育て支援課長、馬淵庶務課長、立川学校教育課長、藤社会教育スポーツ課長、平野文化振興課長、中井文化振興課文化財専門官、加藤教育総合研究所長、渋谷南部北部学校給食センター所長、川元図書館長、河添上石津地域教育事務所長、松岡墨俣地域教育事務所長、河田地域創生戦略課主幹、林庶務課主幹、土川庶務課主査
- 5 **傍聴者** 2人
- 6 **議題**
- (1) 大垣市総合教育会議の設置について
 - (2) 大垣市総合教育会議の運営に関する内規の制定について
 - (3) 大垣市総合教育会議の傍聴に関する内規の制定について
 - (4) 大垣市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について
 - (5) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について

7 会議録

開会 13:30

発言者	発言内容
馬淵 庶務課長	皆さん、こんにちは。本日は、大変、お忙しいところ、平成27年度大垣市総合教育会議第1回会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます、教育委員会庶務課の馬淵でございます。よろしくお願いたします。会議の開会

発言者	発言内容
	<p>に先立ちまして、皆様方にご了解賜りたいと存じます。本日の会議の傍聴につきましては、この会議で内規を制定していただくことになっておりますが、公開を原則とする傍聴内規の趣旨にのっとり、傍聴者席を設けておりますので、ご了承いただきたいと存じます。現時点では、まだございません。それでは、はじめに、小川市長より、ごあいさつ申し上げます。</p>
小川 市長	<p>本日は、大変お忙しいところ、平成27年度の大垣市総合教育会議第1回会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。先般統一地方選挙が行われましたが、投票率は低調でありました。投票率をあげるため、選挙について学校教育で教えていくことも大切だと思うところもあるところです。さて、このたび、教育委員会制度の改革により、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携の強化等の見直しが図られました。制度改革の一つといたしまして、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育課題を共有して、より一層市民の意向を反映した教育行政を推進するため、総合教育会議を設置することとなりました。教育委員会制度については、政治的中立を確保するため、独立した機関であります。時代の変化に伴い、また、地方分権の時代に、国の文部科学省だけでなく、地方行政と地方教育委員会との連携が望ましいという観点から見直しを図られたものと考えております。本日の会議では、総合教育会議の運営や、大綱について協議してまいりたいと存じます。今までも市長部局と教育委員会は連携を図っているところですが、本日は、教育委員の皆様のご意見をお聞かせいただき、今後の子ども達の健全育成、よりよい環境づくりの取組に生かしてまいりたいと存じます。市としても少子化、人口減少対策に取り組んでいるところですが、少子化であるがゆえに教育の質を高める必要があり、そうした意味でも教育の果たす役割、人づくりは重要な課題であると認識しております。教育委員の皆さんのご意見をお聞かせいただき、連携しながら教育行政をすすめていきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
馬淵 庶務課長	<p>ありがとうございました。次に、次第の3、「出席者の紹介」に移らせていただきます。お手元の会議資料の1ページに、「平成27年度大垣市総合教育会議名簿」をつけさせていただいておりますので、名簿の順</p>

発言者	発言内容
	<p>にご紹介をさせていただきます。</p> <p><構成員の紹介></p> <p>続きまして、事務局を担当いたします職員が、名簿の順に自己紹介いたします。</p> <p><事務局職員の自己紹介></p>
馬淵 庶務課長	次に、次第の4、「議題」に移らせていただきます。これより進行につきましては、小川市長にお願いいたします。
小川 市長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力により、会議がスムーズに運営できますよう、よろしくお願いいたします。はじめに、議題の(1)、「大垣市総合教育会議の設置について」、を事務局から説明をお願いいたします。</p>
馬淵 庶務課長	<p>資料No.2—大垣市総合教育会議の設置について</p> <p>それでは、議題の1、大垣市総合教育会議の設置について、ご説明させていただきます。1の教育委員会制度の改正についてでございます。このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されました。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものでございます。教育委員会制度改正のイメージでございますが、現行制度では、首長が教育委員を任命し、教育委員会が教育長を任命しております。改正後は、首長が教育委員とともに、教育長を直接任命することになります。また、首長と教育委員会で構成する総合教育会議を新たに設置し、教育行政の基本方針を首長主導で協議してまいります。2の総合教育会議について、(1)の会議の設置、構成員等につきましては、①首長が総合教育会議を設置し、②総合教育会議は、首長と教育委員会が構成員となっております。(2)の会議における主な協議・調整事項につきましては、会議では、大きく3つの事項について協議・調整を行うとしております。1つ目は、大綱の策定に関する協議でございます。大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございます。議題の4において、大綱について協議したいと存じます。2つ目は、教育を行うための諸条件の整備その他の地域</p>

発言者	発言内容
	<p>の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議でございます。具体的には、学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や、条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項など、となっております。3つ目は、児童、生徒等の生命又は身体に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議でございます。具体的には、いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合など、となっております。(3)の調整の結果の尊重義務につきましては、会議において調整が行われた事項については、その調整結果を尊重しなければならないとされています。(4)の会議の公開と議事録の作成及び公表につきましては、会議は原則公開とし、議事録の作成及び公表に努めなければならないとされています。(5)のその他では、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議において定めるとしてあります。こうした改正を踏まえ、3の大垣市の総合教育会議の設置につきましては、市長と教育委員会からなる「大垣市総合教育会議」を設置し、大綱の策定をはじめ、重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行います。4の根拠法令では、このたび改正のありました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4を掲載しておりますので、お目通しいただきたいと存じます。</p>
小川 市長	<p>ただいま、資料のご説明をいただきましたが、これにつきまして、ご意見やご質問があればお願いいたします。ないようでしたら、次に、議題の(2)、「大垣市総合教育会議の運営に関する内規の制定について」と、議題の(3)、「大垣市総合教育会議の傍聴に関する内規の制定について」、を事務局から説明をお願いいたします。</p>
馬淵 庶務課長	<p>資料No.3—大垣市総合教育会議の運営に関する内規について 資料No.4—大垣市総合教育会議の傍聴に関する内規について 議題の2、大垣市総合教育会議の運営に関する内規の制定について、ご説明させていただきます。さきほどご説明させていただきましたとおり、本年度から総合教育会議を設置することとなりました。本日が初めての会議の開催となりますので、その運営方法を定めるものがございます。第1条では、大垣市総合教育会議の運営について必要な事項を定めることを目的とする、としております。第2条の会議の招集では、</p>

発言者	発言内容
	<p>あらかじめ会議開催の日時、場所及び会議において協議すべき事項を教育委員に通知しなければならない、としております。以降、第3条では、会議の主宰について、第4条では、会議の順序について、第5条では、発言の制止等について、第6条では、採決の宣言について、第7条では、会議を公開しない場合の手続について、第8条では、会議の傍聴について、第9条では、会議録について、第10条では、会議録の記載事項について、第11条では、事務局について、第12条では、その他について、それぞれ定めております。内規の施行期日は、本日からでございます。次に、議題の3、大垣市総合教育会議の傍聴に関する内規の制定について、ご説明させていただきます。大垣市総合教育会議の運営に関する内規第8条において、会議の傍聴に関しては、別に定める、とありますので、本内規を定めるものでございます。第1条では、大垣市総合教育会議の傍聴について必要な事項を定めることを目的とする、としております。以降、第2条では、傍聴の手続について、第3条では、傍聴の規制について、第4条では、傍聴人の心得について、第5条では、傍聴人の退場について、それぞれ定めております。内規の施行期日は、本日からでございます。以上が、大垣市総合教育会議の運営に関する内規の制定について、及び大垣市総合教育会議の傍聴に関する内規の制定についての説明でございます。事務局といたしましては、総合教育会議について、この内規に従い、運営してまいりたいと存じます。</p>
小川 市長	<p>ただいま、資料のご説明をいただきましたが、これにつきまして、ご意見やご質問があればお願いいたします。</p>
堀 委員	<p>傍聴の内規に関しては、今の教育委員会の会議でも規則があるかと思うのですが、それと基準などは異なるのですか。</p>
馬淵 庶務課長	<p>教育委員会の傍聴規則と内容は同じです。個人情報などを含む内容に関しては非公開としております。</p>
小川 市長	<p>それでは、議題の(2)と(3)について、承認してよろしいか。 <異議なしの声> 議題の(2)と(3)は承認されました。次に、議題の(4)、「大垣市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について」、を事務局から説明をお願いいたします。</p>
馬淵 庶務課長	<p>資料No.5—大垣市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について</p>

発言者	発言内容
	<p>議題の4、大垣市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について、ご説明させていただきます。1の趣旨といたしまして、地方公共団体の長は、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しております。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっています。これらを踏まえ、首長に地方公共団体における「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。また、改正法では、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めている場合には、首長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこととしています。本市では、平成22年3月に、教育基本法第17条第2項に規定する大垣市の教育振興基本計画として、「大垣市教育振興基本方針」を策定しており、この基本方針をもって、「大垣市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」と定めたいと考えております。次に、2の大垣市教育振興基本方針の概要につきまして、ご説明させていただきます。(1)の計画期間は平成22年度から平成31年度まで10年間としております。(2)の基本方針は、ふれあい、学びあい、深めあう文教のまち大垣、としております。(3)の求める市民・まちの姿といたしまして、「学びへの意欲と奉仕の心をもつ人であふれるまち」など、4つの目標を掲げております。(4)の基本的な視点といたしまして、「ひとつづくりの視点」として、「郷土の歴史と文化、産業の伝統を受け継ぎ、未来を拓く人をつくる」など3つの視点を掲げております。(5)の重点目標では、学校教育の振興分野、社会教育の振興、青少年・家庭教育の推進、図書館の充実、生涯スポーツの振興、芸術文化の振興・文化財の保存活用、の6分野を重点目標として掲げております。3の根拠法令といたしまして、改正法第1条の3、教育基本法第17条を掲載しております。なお、別に、大垣市教育振興基本方針、6つの分野別教育振興計画、平成27年度の大垣市教育方針をまとめております。また、教育方針と計画をまとめた「大垣市の教育」のパンフレットを本日配布しております。</p>

発言者	発言内容
小川 市長	ただいま、資料のご説明をいただきましたが、これにつきまして、ご意見やご質問があればお願いいたします。
河合 委員長	教育基本方針等は、ボリュームがあり、文章のみで分かりづらい部分がありますが、今回配られた大垣市の教育のパンフレットは、写真等を活用し、見やすく、分かりやすくなっていると思います。
小川 市長	教育についての考え方は、焦点が絞りづらく、多様であるため語り尽くせないものであり、一方で語り尽くすと膨大となってしまう面があります。今回、焦点を絞って分かりやすくするため、このように作成させていただきました。地方行政と地方教育委員会が連携し、地方固有の取り組みを行う中、大垣市は方針にあるように「文教のまち」を自負しており、ふるさと大垣科をはじめとした事業を実施しています。
山川 委員	大垣祭が国の重要無形民俗文化財に指定されたことに対し、喜びとともに、今後、伝統を普及、継承、育てる姿勢が必要であると感じました。また、大垣市の歴史、文化を学ぶ「ふるさと大垣科」は、先進的な事業であると思います。その中で、先賢を学ぶことについては、大垣市において何故先賢が育ったのか、どのように先賢を育てていけばよいかを考え、学ぶ必要があるのではないのでしょうか。例えば、先賢の方の中には、医学の世界で「外科の父」と言われる方がおられますが、その方がどのように大垣で育ったかを学び、今後そうした人物が大垣で生まれることになる、そんな取り組みが必要だと思います。また、大垣は、松尾芭蕉の奥の細道むすびの地として、記念館を建設し、一層の伝承・普及を考えておられます。俳句はグローバルな文化になっており、英語俳句にも興味を持ちますし、大垣らしさあふれる小中学生への俳句教育の一層の充実をお願いしたいと思います。
小川 市長	子どもたちは目標となる人物を求めており、伝記などは好きだと思います。そうした点から考えると、大人であっても、情報不足により大垣市出身で活躍をしている人を知らないことが多く、こうした地元出身の偉人や現在活躍している人々は、小中学校教育で学ぶことに意義があると思います。俳句については、5・7・5の限られた中で思いを込めると言いますが、数学的、論理的思考が必要であり、これを子どもたちが学ぶことによって、理科系と文化系の思考能力を高める面もあります。
山本 教育長	ふるさと大垣科を実施する中で、俳句より国語の授業の充実をという

発言者	発言内容
	意見もありますが、市長と同じように、俳句をとおして身の回りの自然や生活に対し考え、表現する力を育てたいと思っておりますので、そうした考えを広く啓発していきたいと思えます。
小川 市長	いろいろな考え方があると思えます。私自身の考えですが、英語教育に関して言うと、まずは国語の能力が必要であるので、早期の英語教育よりも、国語が大事だと思っております。
堀 委員	社会教育についてこれからも推進していかなければいけないと思っております。今後少子化、人口減少により、地域の担い手となる人材が減っていきます。そうした中、地域教育、社会教育は、大人も子ども一緒になって考える場として大切であり、学校・家庭・地域がそれぞれ連携するような形で進めていってほしいと思えます。今回の基本方針にも、社会教育の推進については、盛り込まれておりますし、大綱となるということであれば、引続き取り組んでいってほしいと思えます。
小川 市長	取り組みの一つとして、土曜授業において、地域の方が講師となって授業に参加していただいております。
山本 教育長	各学校では、学校支援ボランティアとして、地域の方に授業や奉仕活動に参加していただいております。学校支援ボランティアと子どもが直接話す機会は少ないかもしれませんが、その方々からは、子どもの様子をみて元気をももらったなど喜びの声を聞くこともあります。ボランティアをまとめるコーディネーターが各学校にみえますが、あと数校で全学校に配置されます。いずれにしても、地域の方と子どもたちの関わりの場をつくっていききたいと思えます。
平野 委員	大垣市では保幼小の連携を積極的に推進し、学力向上及び心や体づくりに努めていると理解しております。今後も教員交流や子ども同士の交流を進めつつ、画一的ではなく個性を重視した教育のため、思いやりや想像性、優しい心を育てられる教育の充実を期待したいと思っております。
小川 市長	時代が変わりつつあるので、それに対して、自分で考え行動できる柔軟な思考力を養うことが必要だと思えます。一方で私は、個性と協調性を教育する教育行政も大切だと思っております。日本は個性より、協調性を重んじていたので、質の高いものをつくることができ、そうした点はアメリカなどと異なる部分であり、大切にすべきであると思

発言者	発言内容
	います。
山本 教育長	個性、協調性どちらも大事であり、個性については、授業の中でいろいろな考え方をしたり、表現したりして伸ばしていくことが大事だと思っております。学校教育の基本となるのは、学力や体力であり、体力については、大垣市では、中学生は部活動などにより全国平均を上回っているものの、幼少期では下回っており、もう少し運動量を増やす必要があります。そうした点から、保幼小の連携によって、体力づくりを進めることが課題であり、大垣市では先生同士の交流を行っておりますが、今後も幅広く進めて行きたいと考えております。
河合 委員長	スポーツの都市（まち）OGAKIの推進ということで、ジャパンカップ国際女子ソフトボールの開催や、2020年の東京オリンピック、2019年の日本スポーツマスターズの岐阜での開催、さらには、全国中学校体育大会の岐阜開催が検討され、大きな大会が目白押しとなっております。こうした中、大垣市としても、健康、生涯スポーツだけでなく、競技スポーツを推進する施策に取り組んでいただきたいと思います。岐阜県知事もオリンピック選手を出したいと言われているようですので、大垣市としても、そうした選手の強化、輩出に力添えをいただきたいと思います。
小川 市長	大垣市の小中学校で優秀なスポーツ選手が育っても、高校や、大学で選択肢が広がりますので、大垣市で一貫して育てるという施策はやりづらく、県単位であれば可能かもしれません。
山本 教育長	大垣市は、水球やフェンシングなどの種目はジュニアスポーツクラブがありますので選手が育っています。一方で、少子化により中学校の部活動でチームスポーツが成り立たないという課題がありますので、関係団体と連携して考えていきたいです。
小川 市長	個人種目はまだいいかもしれませんが、チームスポーツとなるとまた難しいですね。一貫して支援していくシステムは課題として承りました。
小川 市長	それでは、議題の(4)について、承認してよろしいか。 <異議なしの声> 次に、議題の(5)、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について」、を事務局から説明をお願いいたします。
馬淵 庶務課	資料No.6ー公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の

発言者	発言内容
長	<p>策定について</p> <p>議題の5、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について、ご説明させていただきます。平成27年1月27日、文部科学事務官より、通知がございました。学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれています。様々な課題のある中、今回、国において、学校統合の適否又は小規模校を存続する場合の充実策等を検討する際の、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を別添のとおり策定したという内容になっております。17ページでは、国の審議会における学校規模適正化・適正配置等に関する検討経緯の資料をつけさせていただいております。手引につきましては、別添の緑色の冊子の資料となります。手引きのおおまかな内容につきましては、小学校では、6学級未満の複式学級については、学校統合の適否を検討する必要があることや、学校統合を行う際の児童生徒の通学条件について、小学校で、4キロ以内、中学校で6キロ以内としている通学距離に加え、スクールバス等の利用を前提に「おおむね1時間」とする目安が示されております。この手引を市町村の教育委員会において積極的に活用し、地域の実情に応じた活力ある学校づくりの検討・実施が適切に行われるよう、また、こうした検討を行うに当たっては、この新設された総合教育会議の活用等を含めた市長部局と緊密な連携についても必要であるとされておりますので、ご報告をさせていただきました。</p>
小川 市長	<p>ただいま、資料のご説明をいただきましたが、これにつきまして、ご意見やご質問があればお願いいたします。</p>
小川 市長	<p>他の市町では、中心市街地の空洞化により、統合を進められているところもありますが、大垣市においてはマンション等の建設により、中心市街地における統合の問題はないところです。また、上石津地域や旧大垣地域でも少子化が進んでいる地域については課題があります。少人数教育により個性を育むこととなるのでよいのではないかという意見もありますが、一方で人間関係の固定化や、多様な人間関係の中での教育が受けられず、社会に出たときのたくましさが育たないという</p>

発言者	発言内容
	面もあります。
堀 委員	今回は手引きの策定を紹介するわけで、実際の運用にあたっては、いろいろな考え方があり、地域の状況もあると思いますので、そのあたりを踏まえて協議していくということですね。
山本 教育長	今までも一部地域の声を聞いてきましたが、今後もそれを継続しつつ、大垣市全体での学校の適正規模、適正配置を検討してまいります。少人数であればよいということでもありませんし、一方で学校がないと地域がという声もあります。教育委員会としては、まずは子どもの教育を第一に考えなければなりませんので、そうした視点で検討したいと思います。
堀 委員	学校を無くすということより、どうやって人を増やしていくかも合わせて考える必要があると思います。
小川 市長	少子化により統廃合ということは、あまり望ましくありませんが、現実の問題でもあり、難しいところです。卒業した方にとって母校がなくなるというさみしさもあると思います。今回は手引きということで、大垣市についても今後考えていく必要があるところです。連合自治会と小学校区の区割りが違い、学校のサポート体制や地域での社会教育に支障があるので、これを一緒にできないかという声があります。一方で過去の合併の歴史があり、これに反対という声もあります。また、子どもの通学を考慮して連合自治会の区割りを考えるという意見もあります。
小川 市長	それでは、意見も出ましたので、引き続き進めていただきたいと思います。議題については以上です。次に、次第の5、「その他」でございますが、全体を通じて、何かございましたら、ご発言をお願いいたします。
小川 市長	学力テストの公表についてはいかがでしょうか。テスト結果の公表は参考資料だといっても、それがモデル、基準になってしまう面があります。
山川 委員	学力を見る面があるかもしれませんが、子どもの想像力や個性を見ずに評価することにつながるかもしれません。先生方もそうしたものを犠牲にして評価することになります。評価が学力テストの結果となり、個性がなくなってしまう懸念があります。
小川 市長	基準となってしまうと、それに合わせて学習塾や、評価機関ができた

発言者	発言内容
	りするかもしれません。
山川 委員	想像力を養うのが教育であり、先賢の方も想像力があつたので出てきたと思います。そうした点から、前に市長が言われた国語の大切さについては、同じ意見であり、英語はコミュニケーションのツールであるため、まずは日本語をきちんとできるようになってから、英語を学ぶべきだと思います。
山本 教育長	今後についてですが、今までこうした機会もありませんでしたので、こういう形で市長と教育委員と協議、連携していきたいと考えております。
小川 市長	少子化であるがゆえに教育の充実が求められており、教育行政の役割は大きいと認識しております。今後も、教育委員の皆さまからご提言をいただければと存じます。それではこれで議事を終了させていただきます。
馬淵 庶務課長	ありがとうございました。これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。本日は、ご出席賜り、誠にありがとうございました。

閉会 14 : 30